



平成26年10月号(隔月発行)

札幌司法書士会 会長 猿田史典 編集担当責任者 番井菊世 <http://www.sihosyosi.or.jp/>

〒060-0042 札幌市中央区大通西13丁目4番地 電話 011-281-3505 FAX 011-261-0115

## 釧路取材①「釧路市権利擁護成年後見センター」




判断能力が低下した方の財産を守る成年後見制度が出来て14年が過ぎ、高齢化社会により「後見人」の担い手不足が指摘されている中、先進的に「市民後見人」に取り組んできた釧路市社会福祉協議会に設置された「釧路市権利擁護成年後見センター」でお話を伺って来ました。

：市民後見人とは何ですか？

セ：成年後見人を選任する際、家庭裁判所は親族が後見人になれない場合は、専門職を後見人に選任します。無関係の一般の人を選ぶことは原則的にはないのですが、その例外が市民後見人です。

釧路市の市民後見人とは、専門職ではない一般の人で、市の主催する「市民後見人養成講座」を受講し、センターに登録して、実際に親族ではない人の後見人として活動している人です。地域の住民が講座を受講して、同じ地域に住む人の後見人になる、というのが市民後見人の仕組みです。

：講座を受講した特定の個人が後見人として活動するということですか？

セ：全国には法人の内部で活動する市民後見人もいますが、釧路市の場合は、家庭裁判所から「〇〇さんを◇◇さんの後見人に選任する」として選任され、市民後見人は自分で考えて、自分で責任をもって活動します。

：なぜ市民後見人の養成を始めたのですか？

セ：阿寒地域の認知症の高齢者が消費者被害にあっていましたが、親族も対応できる専門職も近くにいなかったため、市民後見人が必要な具体的な事例があったのがきっかけです。釧路市はもともと成年後見制度の利用に熱心だったこともあり、平成22年に阿寒区域で養成講座が始まりました。

：市民からの反応はありましたか？

セ：阿寒区域は特に地域の結びつきが強く、困っている人の面倒はその地域の人がみよう、と考えている人が多い土地柄だったため、市民・市・地域包括支援センター等が協力し、平成23年には2件で合計4名(二

人一組のため)の市民後見人が選任されました。

：その後の経過を教えてください。

セ：平成23年からは毎年釧路市全域を対象に養成講座を開講し、平成25年に釧路市社会福祉協議会が市から委託を受け、当センターが設立されました。


センターでは、養成講座等を開催したり、市民後見人候補者の調整をしたり、市民後見人からの相談・報告を受けたりしています。また、市民の方から権利擁護に関する相談を受けたり、制度の広報をするためのフォーラムを行ったりしています。

：現在市民後見人として選任された方は何人くらいいるのですか？

セ：平成26年7月末時点で、44名です。お一人の被成年後見人に対して、市民後見人が二人一組で担当し、一人で複数件担当している人もいるため、案件は32件(制度を利用している人が32名)です。養成講座を修了して、市民後見人候補者としてセンターに登録している人は59名です。

：どのような人が市民後見人になっているのですか？

セ：半数が60代、半数が30~50代です。定年退職後の人が多いですが、仕事をしている人もいます。民生委員や知的障がい者の親御さんもいます。

：市民後見人はどのような活動をしているのですか？

セ：ご本人(成年後見制度を利用している人)と面会したり、施設費等を支払ったり、

お金を下ろしてご本人に届けたり、家庭裁判所や当センターに報告をしたりしています。

🍀：市民後見人はどのような人の後見人になっているのですか？

セ：低所得の人が多く、半数以上が生活保護世帯です。釧路市での基準は次の通りです。

①資産が少ない②不動産を持っていない③親族間のトラブルがない

🍀：市民後見人は報酬を受け取れるのですか？

セ：後見人の報酬は家庭裁判所が金額を決めて、ご本人の財産から支払う事になっていますので、報酬を受け取れるかどうかはご本人の財産次第です。財産が少ない場合は、条件を満たせば、市の助成制度を利用することもできます。

🍀：二人一組で後見人になることの良さはなんですか？

セ：後見人の経験のある人とない人でペアになることによって、活動がスムーズに進みます。また、どちらかが都合の悪いときはもう一人の人が動くなど、お互いを補完することができます。

🍀：今後の課題はありますか？

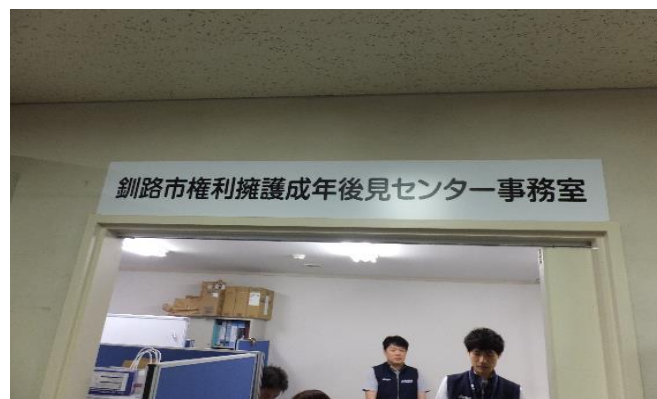
セ：案件が増えてきて、市民後見人の数が足りなくなるおそれがあります。広く広報して市民後見人への関心をもってもらうことが必要です。

🍀：成年後見制度は司法書士の重要な業務の一つでもあります。市民が利用しやすい制度となるよう様々な機関との連携の重要性を感じます。市民後見の現場のお話がきけて大変参考になりました！ありがとうございました！

## 司法書士会からの おしらせ 🍀

札幌司法書士会では様々な形式による無料の相談を実施しております。予約制の面談相談のほか、電話による「困りごとホットライン」、女性のための女性司法書士による電話及び予約制の面談相談「なのはな相談センター」を実施中です。詳しくは札幌司法書士会ウェブサイトをご参照ください。

<http://www.sihosyosi.or.jp/place/>



事務室です。社会福祉協議会の中に独立して存在します。



職員のみなさん。同じウェアでチーム感があります。

## 編集後記

先日、「伴走型支援士2級認定講座」(主催：NPO法人 ホームレス支援全国ネットワーク)を受講しました。ホームレス支援団体や介護関係の方などが参加していました。

「伴走型支援」では、生活困窮者の支援にあたり、単に問題を解決する「制度」を提供するのではなく、伴走する「存在」そのものが大切だと考えます。伴走する「存在」があることで、縦割りの制度をつなぐ総合的な支援ができるばかりでなく、その関係性の中で本人がエンパワメントされ、「支援される」人が「支援する」人になっていくことをめざすのだと言います。

そういえば釧路でも、「ずっと支援されてばかりでは、本当の意味で元気にはなれない。」という言葉を聞きました。

日々の業務において、この難しい問題と向き合っていきたいと思います(T. A.)